

平成28年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第7報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。  
 ・平成28年9月30日 保医発0930第5号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
385	右	上から9行目	<p><b>D014 自己抗体検査</b>                      (1)～(14) 略                      (15) <u>抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体、抗TIF1-<math>\gamma</math>抗体</u>                      ア <u>抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び抗TIF1-<math>\gamma</math>抗体は、区分「D014」自己抗体検査の「26」抗デスモグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体の所定点数に準じて算定する。</u>                      イ <u>本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において、ELISA法により測定した場合に算定できる。</u>                      ウ <u>本検査と区分「D014」自己抗体検査の「9」から「14」まで及び「17」に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。</u>                      (16)～(25) 略</p>	<p><b>D014 自己抗体検査</b>                      (1)～(14) 略                      (新設)                      (15)～(24) 略</p>	字句挿入